

発表資料「AI 技術と消費者の意思決定の保護」 根拠となる事実及び 出典一覧

消費者委員会 AI 技術の利用と消費者問題に関する専門調査会（第 10 回）（令和 8 年 9 月 18 日）
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 落合 孝文
令和 8 年 9 月 15 日

凡例

1. 本資料は、発表資料の各記述の根拠となる事実と、その出典を一覧にしたものである。
2. 第一部は、主として委託調査「人工知能（AI）技術に関連した、消費者の意思決定保護の観点からの海外主要国・地域の法制度に係る文献調査」の報告書（令和 8 年 9 月 15 日。以下「報告書」という。）に基づく。報告書の基準日は令和 8 年 9 月 9 日である。各事項の詳細な出典及び最終アクセス日は、報告書の各注による。発表に必要な範囲で報告書を補う記載（成立法の条文等）を加えており、その資料の最終アクセス日は令和 8 年 9 月 15 日である。
3. 第二部は、報告書の調査対象外である英国、豪州、韓国及びシンガポール並びに国際的な議論及び実証研究について、発表のために補って調べたものである。基準日は令和 8 年 9 月 12 日であり、URL の最終アクセス日は令和 8 年 9 月 12 日から同月 15 日までである。
4. 「確認できなかった」「確認していない」とする事項は、本調査で確認した範囲におけるものであり、存在しないことを意味しない。報告書に基づく事項の検索の方法及び範囲は、報告書の凡例による。
5. 「（評価）」を付した事項は、出典の記載に基づく整理又は評価である。出典欄の「抄録による」「本文未取得」等は、確認に用いた資料の範囲を示す。
6. 中国法の「罰款」は「金銭制裁」と訳す。
7. 見出しの括弧内は、対応する発表資料の頁を示す（「A」は付録）。

第一部 報告書に基づく部分

1 EU

(1) AI 法及び改正規則（7 枚目、8 枚目、A2、A3）

#	事実	出典
1-1	Regulation (EU) 2024/1689 (AI 法)。OJ L, 2024/1689, 12. 7. 2024	改正後の統合版 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A02024R1689-20260727 （報告書注 EU1）
1-2	Regulation (EU) 2026/1744（改正規則。デジタルオムニバス）。2026 年 7 月 8 日	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL_202601744 （報告書注 EU2）
1-3	第 5 条(1) (a) は、潜在意識に働きかける技法、意図的に操作的又は欺瞞的な技法を用い、情報に基づく意思決定を行う能力を著しく損なうことによって行動を実質的に歪め、本来行わなかった決定を行わせ、重大な害を生じさせ又は生じさせる合理的なおそれがある AI の上市・供用・使用を禁止する。同(b)は、年齢、障害又は特定の社会的若しくは経済的状況に起因する脆弱性を利用して行動を実質的に歪め、重大な害を生じさせ又は生じさせる合理的なおそれがあるものを禁止する	前掲 1-1（報告書注 EU4）。欧州委員会の禁止行為に関するガイドライン C(2025) 5052 final https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-publishes-guidelines-prohibited-artificial-intelligence-ai-practices-defined-ai-act （報告書注 EU5）
1-4	第 50 条は、AI との対話であることの告知、生成された内容の表示等の透明性義務を定める	前掲 1-1。透明性に関する行動規範 https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-ai-generated-content （報告書注 EU17）

(2) 適合の推定と行動規範（8 枚目、A2）

#	事実	出典
2-1	第 40 条(1) 官報に参照が公表された整合規格又はその一部に適合する高リスク AI システム等は、その規格が対象とする要件・義務の範囲で、要件に「適合しているものと推定される (shall be presumed to be in conformity) 」	前掲 1-1
2-2	第 42 条(3)は、サイバーレジリエンス法 (Regulation (EU) 2024/2847) の対象であって同法第 12 条(1)の条件を満たす高リスク AI システムについて、第 15 条のサイバーセキュリティ要件に適合するものとみなす	前掲 1-1
2-3	第 55 条(2) システムックリスクを伴う汎用 AI モデルの提供者は、行動規範に「依拠することができる (may rely on) 」	前掲 1-1
2-4	改正規則の前文(41) 第 50 条(7)及び第 56 条(6)の行動規範は、限定的な法的効果しか有せず、特に適合性の推定を付与しない	前掲 1-2
2-5	前文(41)は第 54 条(2)を参照する。行動規範への依拠を定めるのは第 55 条(2)である	前掲 1-1、1-2
2-6	行動規範の十分性の評価は、汎用 AI モデルについては第 56 条(6)、透明性に関する行動規範については第 50 条(7)による。汎用 AI モデルの行動規範について欧州委員会の意見 C(2025) 5361 final、透明性に関する行動規範について同 C(2026) 4839 final がある	欧州委員会 FAQ https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/signing-code-practice-transparency-ai-generated-content 、 https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-opinion-assessment-general-purpose-ai-code-practice 、 https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/commission-opinion-assessment-code-practice-transparency-ai-generated-content （報告書注 EU16・EU17）

(3) 整合規格、共通仕様及び指針の状態（8 枚目、A3）

#	事実	出典
3-1	基準日時点で、AI 法第 40 条に基づく整合規格の官報への参照は確認できなかった。欧州規格 EN 18286:2026 は公表されている	CEN-CENELEC https://www.cencenelec.eu/news-events/news/2026/en-in-the-spotlight/2026-07-30-ai-quality-management/ 、標準化要請（欧州委員会実施決定 C(2025) 3871）の改正案 https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/5b788ecd-4dd4-4f91-8605-c4b61951cbd5_en?filename=M613%20Amendment%20to%20C%282025%293871.pdf （報告書注 EU14・EU15）
3-2	基準日時点で、第 41 条に基づく共通仕様を定める実施行為の採択は確認できなかった	EUR-Lex https://eur-lex.europa.eu/ （検索の方法及び範囲は報告書凡例による）
3-3	基準日時点で、第 6 条(5)の高リスク分類に関する指針の最終版の公表は確認できなかった。草案は公表され、意見募集が行われている	https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/draft-commission-guidelines-classification-high-risk-ai-systems 、 https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-ai-high-risk-systems （報告書注 EU12）
3-4	「整合規格の策定に平均 6 年を要する遅延問題がある」との記載（第 27 回規制改革推進会議 参考資料 1（委員提出資料）9 頁）	https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/260226/260226general_ref01.pdf

(4) 規制のサンドボックス及び内部管理（8 枚目）

#	事実	出典
4-1	第 57 条以下は、規制のサンドボックス、実環境試験その他のイノベーション支援措置を定める。規制のサンドボックスについては、参加証明・終了報告書が適合性評価等で積極的に考慮され（第 57 条(7)）、計画・参加条件を遵守し当局の指針に誠実に従う将来の提供者には AI 法上の過料を科さない一方、第三者の損害に係る責任は残る（同条(12)）。適合性の推定は生じない	前掲 1-1（報告書注 EU18）
4-2	リスク管理システム（第 9 条）、品質管理システム（第 17 条）、市販後監視（第 72 条）	前掲 1-1

(5) 制裁及び執行の主体（A2）

#	事実	出典
5-1	第 99 条(3) 第 5 条違反に対する過料の上限は、3,500 万ユーロ又は前事業年度の全世界年間総売上高の 7 パーセントのいずれか高い額	前掲 1-1（報告書注 EU6）
5-2	第 99 条(4) 一定の義務違反に対する過料の上限は、1,500 万ユーロ又は 3 パーセントのいずれか高い額	同上
5-3	第 99 条(6) 中小企業（スタートアップを含む）については、各上限のうちいずれか低い額が上限となる	同上
5-4	第 101 条(1) 汎用 AI モデルの提供者に対する過料の上限は、1,500 万ユーロ又は 3 パーセントのいずれか高い額。第 99 条(6) の例外は及ばない	同上
5-5	第 75 条(1) AI Office が、一定の汎用 AI モデルに基づく AI システム及び DSA 上の超大規模オンラインプラットフォーム等を構成する AI システムについて、提供者に対する義務の監督及び執行について専属的な権限を有する。同項には四つの除外がある。導入者については、提供者でもある場合又は同一の企業体に属する場合に限る	前掲 1-1

(6) 一般法制（7 枚目、A4、A5）

#	事実	出典
6-1	DSA 第 25 条(1) インタフェースを、役務の受領者の自由かつ情報に基づく意思決定を欺き又は歪める方法により設計等することを禁止する。同条(2)により、UCPD 又は一般データ保護規則が対象とする行為には適用しない	Regulation (EU) 2022/2065 https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj/eng （報告書注 EU23）
6-2	DSA 第 26 条 オンラインプラットフォーム上の広告について、表示の相手方を決定する主要なパラメータ等の表示を求める	同上
6-3	DSA 第 38 条 超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンは、推薦システムについて、プロファイリングに基づかない選択肢を少なくとも一つ提供する（前文(70)参照）。AI の利用を適用の要件とせず、個別化価格を受けない権利を定めるものでもない（評価）	同上
6-4	消費者の権利に関する指令第 6 条(1) (ea) 価格が自動化された意思決定に基づき個別化されている場合の告知	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2011/83/2022-05-28/eng 、挿入した指令 https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/2161/oj/eng （報告書注 EU22）

#	事実	出典
6-5	不公正な商慣行に関する指令第 11a 条は、消費者に対する救済を定める	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2005/29/2022-05-28/eng （報告書注 EU20）
6-6	改正製造物責任指令（Directive (EU) 2024/2853）は、証拠開示及び欠陥・因果関係等の推定を定め、2026 年 12 月 8 日より後に上市され又は供用された製品に適用される	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A32024L2853 、訂正 https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/2853/corrigendum/2026-05-07/oj/eng （報告書注 EU8）
6-7	代表訴訟指令（Directive (EU) 2020/1828）	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2020/1828/oj/eng （報告書注 EU25）
6-8	Directive (EU) 2025/2647（ADR 改正指令）。国内法化期限 2028 年 3 月 20 日、適用開始 2028 年 9 月 20 日。改正後の Directive 2013/11/EU 第 5 条(2) (d) は、紛争解決の過程に自動化された手段を用いる場合の事前の明示及び自然人による見直しを求める権利を定める	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2025/2647/oj （報告書注 EU24）

(7) 司法（A4）

#	事実	出典
7-1	AI 法第 5 条を適用した司法判断及び行政の執行決定は、基準日時点で確認できなかった	欧州司法裁判所の判例検索 https://curia.europa.eu/ 及び EUR-Lex（検索の方法及び範囲は報告書凡例による）
7-2	C-806/24（YETTEL BULGARIA）は、2026 年 6 月 3 日の命令により終結した。実体的判断はない	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/CASE/?uri=CELEX%3A62024CO0806
7-3	C-245/25（DZI）は、基準日時点で係属中である。司法手続における AI の利用に関するもので、消費者取引の場面ではない	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/CASE/?uri=CELEX%3A62025CN0245

2 米国（連邦）

(1) 私的訴権（A4）

#	事実	出典
1-1	Alexander v. Sandoval, 532 U.S. 275 (2001) は、議会が私的な救済を創設する意図を示していない場合に、連邦制定法から黙示の私的訴権を導くことを制限する	https://tile.loc.gov/storage-services/service/lj/usrep/usrep532/usrep532275/usrep532275.pdf （報告書注 US45）
1-2	Cort v. Ash, 422 U.S. 66 (1975) は、私的訴権の有無の判断に複数の要素を示した。その後の Sandoval 判決は、私的な救済を創設する議会の意図を決定的な基準としている（Sandoval 判決 286～287 頁）	https://tile.loc.gov/storage-services/service/lj/usrep/usrep422/usrep422066/usrep422066.pdf （報告書注 US45）、前掲 1-1
1-3	Sandoval 判決は、連邦制定法から私的訴権を導く場面に關するものである。州法上の請求の可否は、各州の法による（評価）	前掲 1-1
1-4	連邦取引委員会法第 5 条は、同委員会による執行を定めており、消費者の私的訴権を定める規定を置いていない	15 U.S.C. § 45 https://uscode.house.gov/view.xhtml?edition=prelim&num=0&req=granuleid%3AUSC-prelim-title15-section45 （報告書注 US9）
1-5	一部の州の消費者保護法は、連邦取引委員会法第 5 条及び同条に関する解釈に従う旨の規定を置く。例として、マサチューセッツ州一般法第 93A 章第 2 条(b) は、同州の不正・欺瞞的行為の禁止の解釈に当たり、連邦取引委員会及び連邦裁判所による同法第 5 条(a) (1) の解釈に従うとする	https://malegislature.gov/Laws/GeneralLaws/PartI/TitleXV/Chapter93A/Section2 （報告書注 US45）

#	事実	出典
1-6	カリフォルニア州 SB 243 (2025 Cal. Stats. ch. 677) は、対話の相手方として機能するチャットボットに関する開示義務等を定め、違反により損害を受けた者による訴訟を認める。2026 年 1 月 1 日施行	https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202520260SB243 (報告書注 US38)

(2) 意思決定の代替 (A1)

#	事実	出典
2-1	E-SIGN 法第 101 条(h) (15 U.S.C. § 7001(h)) 電子エージェントの作用が拘束される者に法的に帰属する限り、その使用のみを理由として効力を否定してはならない	https://www.govinfo.gov/link/uscode/15/7001
2-2	同法 (15 U.S.C. § 7006(3)) は、電子エージェントを定義する	https://www.govinfo.gov/link/uscode/15/7006
2-3	第 101 条(h)は帰属を前提とする規定であり、帰属それ自体を定めるものではない (評価)	前掲 2-1

(3) 連邦取引委員会の動き (7 枚目、10 枚目、A5)

#	事実	出典
3-1	個別化価格に関する執行方針声明案 (2026 年 8 月 19 日公表。委員会票 2 対 0)	https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p034101-ftc-enforcement-policy-statement-re-personalized-pricing-proposed-for-public-comment.pdf (報告書注 US20)
3-2	同声明案に対する意見の提出期限は、当初の 9 月 18 日から、2026 年 9 月 3 日に 9 月 25 日へ延長された	https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2026/09/ftc-extends-public-comment-proposed-policy-statement-regarding-personalized-pricing (報告書注 US21)
3-3	同声明案の連邦官報への掲載は、基準日時点で確認できなかった	連邦官報 https://www.federalregister.gov/ (報告書注 US21)
3-4	同声明案は、あらゆる状況において個別化価格を禁止する権限を委員会に与えられていないとする	前掲 3-1
3-5	同声明案は、2024 年 7 月 23 日の情報提供命令に際して公表された委員の賛成意見を引用する (3 頁注 4・注 6)	https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/surveillance-pricing-6b-ferguson-concurrence.pdf (報告書注 US20b)
3-6	同声明案には、2025 年 1 月の中間的な調査結果への明示的な引用を確認できなかった	前掲 3-1 (報告書注 US20b)
3-7	AI の正確性の抑制に関する政策声明案 (Policy Statement Concerning the Suppression of Accuracy in Artificial Intelligence Systems, 91 Fed. Reg. 41638。2026 年 7 月 7 日官報掲載) は、3-1 とは別の文書である	https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-07-07/html/2026-13628.htm (報告書注 US22)
3-8	3-7 の声明案が問題とするのは、出力の正確性それ自体ではなく、正確性に関する事業者の表示と実際の挙動との乖離である	同上
3-9	連邦取引委員会は、2025 年 9 月 11 日、対話の相手方として機能する AI チャットボットについて、連邦取引委員会法第 6 条(b)に基づく調査を開始した	https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/09/ftc-launches-inquiry-ai-chatbots-acting-companions (報告書注 US14a)

(4) 個別化価格に関する連邦法案 (A5)

#	事実	出典
4-1	S. 3387 (One Fair Price Act of 2025)。2025 年 12 月 8 日提出	https://www.congress.gov/bills/119th-congress/senate-bill/3387/text (報告書注 US2)

#	事実	出典
4-2	提出者の公表資料（2025 年 12 月 9 日）は、2025 年 1 月の連邦取引委員会の調査結果に言及する	https://www.gallego.senate.gov/news/press-releases/gallego-introduces-bill-to-crack-down-on-surveillance-pricing/ （報告書注 US20b）
4-3	3-1 の声明案が同法案に言及した箇所、並びに同法案の本文及び議会の記録において声明案に言及した箇所は、確認できなかった。法案の提出は声明案の公表に先行する	前掲 3-1、4-1、 https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/3387/actions
4-4	ほかに H. R. 4640、S. 232、S. 3207 及び H. R. 6124 がある。いずれも基準日時点で委員会に付託された段階にある	https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/4640 、 https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/232 、 https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/3207 、 https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/6124 （報告書注 US20a）

(5) 任意のリスク管理枠組みと州法（8 枚目）

#	事実	出典
5-1	NIST AI RMF は、任意のリスク管理枠組みである。それ自体が法定の適合の推定や免責を付与するものではなく、NIST は準拠を認証し又は承認する制度を設けていない	NIST AI 100-1 https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/NIST.AI.100-1.pdf 、生成 AI プロファイル NIST AI 600-1 https://www.nist.gov/publications/artificial-intelligence-risk-management-framework-generative-artificial-intelligence （報告書注 US23）
5-2	AI セーフティ・インスティテュートと NIST は、AI 事業者ガイドラインと AI RMF とのクロスワークを実施している	https://aisi.go.jp/output/output_information/240430/ 、 https://www.ipa.go.jp/pressrelease/2024/press20240918.html （報告書注 US23a）
5-3	テキサス州法（Tex. Bus. & Com. Code § 552.105(e) (2) (D)）は、NIST の生成 AI プロファイル等への実質的な準拠と、内部の審査による違反の発見とを併せて要件とする抗弁を定める。同 § 552.104 は、州司法長官が違反を通知した場合、通知後 60 日を経過するまで提訴できないとし、その間に是正し、是正を裏付ける資料及び再発防止のための内部方針の変更等について書面を提出した場合には提訴できないとする。同 § 552.105(e) は、このほか第三者による禁止された利用等の場合も責任を負わないとする	https://capitol.texas.gov/tlodocs/89R/billtext/html/HB00149F.htm （報告書注 US24）
5-4	コロラド州旧法（SB 24-205）は、全国的又は国際的に認められた枠組みへの準拠を抗弁の要件としていた。新法（SB 26-189、2026 年 5 月 14 日成立）は、この参照及び抗弁を削除した。新法は原則として 2027 年 1 月 1 日施行で、同日以後の重要な意思決定に適用される	https://leg.colorado.gov/laws/session-laws/SB24-205/198/download 、 https://leg.colorado.gov/laws/session-laws/SB26-189/131/download （報告書注 US25）
5-5	コロラド州旧法の執行は、裁判所の命令により停止している。これは立法上の施行の時期とは区別される	X.AI LLC v. Weiser（事件番号 1:26-cv-01515） https://www.courtlistener.com/docket/73171074/x-ai-llc-v-weiser/ （報告書注 US34。裁判所の公式記録ではなく公開ミラー）
5-6	ユタ州法 § 13-77-104 は、消費者取引又は規制対象サービスに関する対話の開始時及び対話中を通じて、生成 AI であること等を明確かつ目立つ形で開示する場合、§ 13-77-103（開示義務）違反について執行措置の対象としないとする。外部の枠組みは引用しない。§ 13-77-106 は、他の州法・連邦法上の権利・救済を排除しない	https://le.utah.gov/xcode/Title13/Chapter77/C13-77-P1_2025050820250508.pdf （報告書注 US26）

#	事実	出典
5-7	コロラド州新法は、州司法長官が是正可能と認める違反について、執行の前に違反の通知を行い、60 日以内に是正されない場合に提訴できるものとする。故意又は反復の違反には是正期間を要しない。この規定は 2030 年 1 月 1 日に廃止される	前掲 5-4 (SB 26-189)
5-8	テキサス州法第 553 章は、AI の規制のサンドボックスを定める。参加者は最長 36 か月、適用除外とされた法令について、州司法長官及び州機関による訴追等を受けない。ただし第 552 章第 B 節（禁止される利用）は適用除外の対象とならない	前掲 5-3 (H. B. 149。2026 年 1 月 1 日施行)
5-9	ユタ州法（2026 年 H. B. 320。同年 5 月 6 日施行）は、規制緩和の合意において、制裁前の是正期間、実証期間中の民事罰金の減額等を定めることができる	https://le.utah.gov/Session/2026/bills/enrolled/HB0320.pdf （報告書注 US35）

(5-2) 個別化価格に関する州法（7 枚目、A5）

#	事実	出典
5-10	ニューヨーク州一般事業法 § 349-a は、個人データを用いてアルゴリズムにより設定された価格について、「THIS PRICE WAS SET BY AN ALGORITHM USING YOUR PERSONAL DATA」との表示を求める。司法長官の請求により、裁判所は 1 違反につき 1,000 ドル以下の民事制裁金を科し得る	https://www.nysenate.gov/legislation/laws/GBS/349-A （報告書注 US3）
5-11	コネティカット州 Public Act No. 26-130 第 11 条（2027 年 7 月 1 日施行）は、オンラインで個別化価格を表示する場合の開示（「THIS PRICE WAS INCREASED USING YOUR PERSONAL DATA」等）と、小売業者等による個別化価格の禁止を定める。執行は州司法長官のみが行い、私的訴権を創設しない	https://www.cga.ct.gov/2026/act/Pa/pdf/2026PA-00130-R00HB-05563-PA.PDF （報告書注 US4）
5-12	メリーランド州の 2026 Md. Laws ch. 154（2026 年 10 月 1 日施行）は、1 万 5,000 平方フィート以上の事業所を運営する食品小売業者及び第三者配達事業者が、州の売上・使用税が免除される食品について、動的な価格設定又は個人データの利用により特定の消費者に高い価格を設定すること等を禁止し（Com. Law § 13-321(B)。販促価格、費用の差異、会員プログラム、同意に基づく価格等の除外がある）、執行の前に 45 日の是正期間を置き、私的訴権を認めない。法案段階にあった開示義務の規定（§ 13-322）は、審議中の修正により削除された	https://mgaleg.maryland.gov/2026RS/Chapters_noln/CH_154_hb0895e.pdf
5-13	ニュージャージー州 P. L. 2026, c. 55 は、食料品等に係る個別化価格を禁止する。主要な規定は、成立の日以後 13 か月目の月の初日に施行される	https://pub.njleg.gov/Bills/2026/A4500/4085_R3.HTM （報告書注 US6）

(6) 対話型 AI に関する訴訟（10 枚目）

#	事実	出典
6-1	カリフォルニア州では、Raine v. OpenAI 事件（事件番号 CGC-25-628528）を含む複数の事件が、JCCP No. 5431 として協調審理の対象とされている。基準日時点で、本案の責任を確定した判決は確認できなかった	カリフォルニア州司法評議会の協調審理事件一覧 https://courts.ca.gov/system/files/file/civilcasecoord_2018topresent_jccplog.pdf （報告書注 US42）

3 中国

(1) 人工智能拟人化互动服务管理暂行办法（擬人化弁法）（7 枚目、9 枚目、A6）

#	事実	出典
1-1	国家インターネット情報弁公室等五部門の令第 21 号。2026 年 4 月 10 日公布、同年 7 月 15 日施行。全 4 章 32 条	https://www.cac.gov.cn/2026-04/10/c_1777558395078289.htm （報告書注 CN12）
1-2	第 1 条は、网络安全法、数据安全法、个人信息保护法、未成年人网络保护条例等に基づいて制定する旨を定める	同上
1-3	第 8 条第 5 号は、利用者に過度に迎合し、感情的な依存又はのめり込みを誘導する等の行為を、第 6 号は、感情の操縦等の方法により合理的でない意思決定を誘導し、利用者の適法な権利利益を害する行為を、それぞれ禁止する	同上
1-4	第 28 条は、サンドボックスについて「指導し推進する」「奨励する」と定める。稼働を示す資料は確認できなかった	同上（報告書注 CN14）
1-5	第 29 条は、比較的大きな安全上のリスクの存在又は安全に関する事件の発生を発見した場合の約談を定める。発動の要件は違法行為の確定ではない	同上（報告書注 CN29）
1-6	第 30 条は、関係する法律・行政法規に基づく処理・処罰を優先し、規定がない場合に警告、通報批評、期限を定めた是正の命令等を定める。是正を拒み又は情状が重大な場合は、関係するサービスの提供の停止を命じ、1 万元以上 10 万元以下の金銭制裁を併科することができる（可以并处）。生命健康の安全を害し危害の結果が生じた場合は、10 万元以上 20 万元以下の金銭制裁を併科する（并处）。アカウント登録の一時停止等の措置を求めることもできる	同上
1-7	当局の制定時の説明は、既存の法律の規定を「さらに実施する」（进一步实施相关法律规定的内在要求）ものと位置付ける	国家インターネット情報弁公室の記者質問への回答（2026 年 4 月 10 日） https://www.cac.gov.cn/2026-04/10/c_1777558395284407.htm
1-8	企業名及び根拠条文を特定した同弁法に基づく行政処罰の確定事例は、基準日時点で確認できなかった	国家インターネット情報弁公室 https://www.cac.gov.cn/ 等（検索の方法及び範囲は報告書凡例による）

(2) 約談の法的性質（A6）

#	事実	出典
2-1	行政処罰法第 2 条は、行政処罰を、違法行為に対して権利を減損し又は義務を増加させることにより制裁を科す行為と定義する	http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202101/t20210122_309857.html （報告書注 CN28）
2-2	同法第 9 条第 6 号は、「法律及び行政法規が定めるその他の行政処罰」を含む	同上
2-3	ネットワーク安全法第 58 条（2025 年改正前の第 56 条）も、約談を定める	改正後の全文 https://www.cac.gov.cn/2025-12/29/c_1768735112911946.htm 、改正決定 https://www.cac.gov.cn/2025-10/29/c_1763461514768457.htm （報告書注 CN29）

(3) 法形式と標準（9 枚目、A6）

#	事実	出典
3-1	立法法第 2 条が対象とする法形式は、法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例及び規章である	https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/14/content_5746569.htm （報告書注 CN28）

#	事実	出典
3-2	行政規範性文書は、前記の法形式とは区別される	国务院办公厅关于加强行政规范性文件制定和监督管理工作的通知（国办发〔2018〕37号） https://www.gov.cn/gongbao/content/2018/content_5296541.htm （報告書注 CN28）
3-3	行政処罰法第11条 行政法規は、人身の自由の制限を除く行政処罰を設定できる。法律に既定の処罰がある場合は、その対象行為・種類・範囲内で具体化する	http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202101/t20210122_309857.html 、地方政府による転載本文 https://www.szlhq.gov.cn/bmxxgk/sjj/xzzfgs_146207/sqgk_146208/yjxx_146211/content/post_12475122.html
3-4	行政処罰法第13条 部門規章は、法律・行政法規が定めた処罰の対象行為、種類及び範囲内で具体的な規定を置くことができる（第1項）。法律・行政法規がいまだ制定されていない場合には、警告、通報批評又は国务院が定める上限内の金銭制裁に限り、行政処罰を設定することができる（第2項）	同上
3-5	行政処罰法第16条 行政規範性文書は、行政処罰を設定することができない	同上
3-6	行政規範性文書は、行政処罰を設定できないが、普遍的な拘束力を有し、任意の指針ではない（評価）	前掲 3-2
3-7	行政法規制定程序条例（国务院令第838号。2026年4月24日国务院常务会议通過、同年7月1日施行）第39条第2項 国务院の各部門及び地方人民政府が制定する規章は「条例」と称してはならない。行政法規は「条例」「規定」「弁法」等と称する	https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202605/t20260520_1154791.shtml
3-8	法形式は名称だけでは判断できず、制定主体、制定手続及び公布の形式による。同じ部門が部門規章と行政規範性文書の双方を制定し得る（評価）	前掲 3-7、3-11
3-9	互联网信息服务算法推荐管理规定（アルゴリズム推薦規定）は、国家インターネット情報弁公室等四部門の令第9号であり、部門規章である。第21条は、利用者の特徴を利用した不合理な差別的取扱いを禁止する	https://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894606364259.htm （報告書注 CN4）
3-10	生成式人工智能服务管理暂行办法（生成AI暫定弁法）は、七部門の令第15号であり、部門規章である	https://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm （報告書注 CN5）
3-11	人工智能生成合成内容标识办法（標識弁法。国信弁通字〔2025〕2号）は、「弁法」の名称であるが、四部門の印発通知の形式による行政規範性文書である。2025年9月1日施行	https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654684782215.htm （報告書注 CN6）
3-12	生成・合成内容の標識方法について、強制性国家標準 GB 45438-2025 がある（2025年9月1日実施）	https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/std/newGbInfo?hcno=F32EA2A561F1886CD8D606513512D547 （報告書注 CN7）
3-13	互联网平台价格行为规则（価格行為規則。发改價格規〔2025〕1607号）は、三部門による行政規範性文書であり、2026年4月10日施行。第15条第1項は、消費者が知らない状態で、同一の商品又は役務について同等の取引条件の下で異なる価格又は料金の基準を設定することを禁止する	https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/jjzs/art/2025/art_eef66659c9624c5091bd3acd050b1710.html （報告書注 CN9）
3-14	消费者权益保护法实施条例は、国务院令第778号として公布された行政法規である。第9条第2項は、消費者が知らない状態で同等の取引条件の下において異なる価格を設定することを禁止する	https://app.www.gov.cn/govdata/gov/202403/19/513111/article.html （報告書注 CN8）
3-15	標準化法第2条は、強制性標準は執行しなければならない（强制性标准必须执行）と定める	https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_d7040b9f1d0f4980a0e55089a57bf37d.html （報告書注 CN28）

#	事実	出典
3-16	国家インターネット情報弁公室ネットワーク法治局「以“小快灵”立法规范人工智能拟人化互动服务」（『红旗文稿』2026年第10期）は、「大块头」と「小快灵」の立法を組み合わせる推進の道筋を示し、アルゴリズム推薦、深層合成、生成AI、顔認識、生成・合成内容の標識等に関する対象を絞った立法と並べて、強制性国家標準に言及する	https://www.cac.gov.cn/2026-06/03/c_1782142434783056.htm
3-17	「暫定（暂行）」の名称それ自体は、将来の法律への格上げの予定を示すものではない（評価）	前掲 1-7、3-16

(4) 集中的な取締り及び約談（9枚目、10枚目）

#	事実	出典
4-1	中央インターネット情報弁公室は、2026年4月30日に「清朗・整治AI应用乱象」特別行動の実施を公表し、同年7月6日に全国における第一段階（AIの応用及び役務における典型的な違反の問題に重点）の成果を公表した	https://www.cac.gov.cn/2026-04/30/c_1779289298718765.htm 、 https://www.cac.gov.cn/2026-07/06/c_1785081384384987.htm （報告書注 CN17）
4-1a	同年9月2日には、同じ特別行動の第二段階（AIにより生成された情報の内容に重点）の状況が公表された。両段階の数値は集計の範囲が同一であることを確認できないため、合算していない	https://www.cac.gov.cn/2026-09/02/c_1790099041364574.htm （報告書注 CN17）
4-2	上海市インターネット情報部門は、2025年6月19日、対話型のサービスを提供する事業者に対する約談を公表した	江蘇省委インターネット情報弁公室のウェブサイトにおける転載（来源「网信上海」） https://www.jswx.gov.cn/csj/sh/202506/t20250619_111462.shtml （報告書注 CN19。上海市による原掲載には到達できていない）
4-3	これに先立ち、中央インターネット情報弁公室は2025年4月から「清朗・整治AI技术滥用」特別行動を実施し、同年6月20日に第一段階の成果を公表した	https://www.cac.gov.cn/2025-06/20/c_1752129980667315.htm （報告書注 CN18）

(5) 意思決定の代替（A1）

#	事実	出典
5-1	電子商取引法第48条第1項 自動情報システムを使用して契約を締結し又は履行する行為は、当該システムを使用する当事者に対して法的効力を有する	https://www.samr.gov.cn/wljys/gzzd/art/2023/art_3e75434c954b4cb9bd14867dacff26d1.html （報告書注 CN11・CN30）
5-2	智能体规范应用与创新发展实施意见（国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会及び工業情報化部。2026年5月8日）第6項は、利用者の知る権利及び最終的な決定権、並びに授權の範囲を超えた操作の禁止を定める	https://www.cac.gov.cn/2026-05/08/c_1779979789523320.htm （報告書注 CN30）

(6) 私的救済（A4）

#	事実	出典
6-1	消費者權益保護法第55条は、詐欺的行為に係る増額賠償を定める	https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_0a323e046fba43f0b6e9e977f1e8d5fc.html （報告書注 CN16）
6-2	個別化価格に関して立証責任を事業者に転換する規定は、基準日時点で確認できなかった	前掲 3-13、3-14、6-1（検索の方法及び範囲は報告書凡例による）

#	事実	出典
6-3	民事訴訟法の司法解釈第 112 条 挙証証明責任を負う当事者は、相手方が支配する書証の提出命令を申し立てることができ、正当な理由なく提出が拒まれた場合、人民法院は申立人の主張する当該書証の内容を真実と認定し得る。これは一般的な立証責任の転換とは区別される（評価）	https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/353651.html （報告書注 CN31）
6-4	最高人民法院「关于依法审理涉人工智能纠纷案件的意見」（法発〔2026〕10 号。2026 年 9 月 7 日）は、過失の判断の考慮要素（第 3 項）、アルゴリズムによる不合理な差別的取扱いと消費者に対する侵害責任（第 10 項）、証拠を支配する当事者が正当な理由なく提出を拒む場合の推認（第 17 項）、AI に関する証拠（第 18 項）を定める。司法解釈又は指導性事例と同一のものではない	https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/511101.html （報告書注 CN25a）

（7）推薦・検索結果について個別化を受けない選択肢（7 枚目、A5）

#	事実	出典
7-1	アルゴリズム推薦規定第 17 条は、利用者に、個人的特徴に基づかない選択肢（不针对其个人特征的选项）又は推薦サービスを簡便に停止する選択肢を提供することを求める	https://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894606364259.htm
7-2	電子商取引法第 18 条第 1 項は、個人的特徴に基づく商品・サービスの検索結果を示す際に、個人的特徴に基づかない選択肢を併せて提供することを求める	https://www.samr.gov.cn/wljys/gzzd/art/2023/art_3e75434c954b4cb9bd14867dacff26d1.html （報告書注 CN11）
7-3	7-1 及び 7-2 は、いずれも推薦・検索結果についての規定であり、価格そのものを個別化しないよう求める権利とは区別される（評価）	前掲 7-1、7-2

第二部 報告書の調査対象外の法域（参考）

1 英国（7 枚目、9 枚目、A1、A4、A8、A9）

#	事実	出典
1-1	Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024（DMCC 法）	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/contents
1-2	第 3 部（消費者保護法の執行）及び第 4 部第 1 章（不正な取引慣行。第 232 条、第 234 条及び第 235 条を除く）は、2025 年 4 月 6 日に施行された	The Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024（Commencement No. 2）Regulations 2025（SI 2025/272）第 2 条 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2025/272/made
1-3	競争・市場庁（CMA）は、裁判所を経ずに違反を認定し、金銭制裁を科すことができる（DMCC 法第 3 部第 4 章。第 3 部は 2025 年 4 月 6 日施行）。実体的な消費者法違反に対する制裁金の上限は、30 万ポンド又は全世界売上高の 10 パーセントのいずれか高い額である（情報提供義務違反等には別の上限がある）	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/part/3/chapter/4 、CMA, Direct consumer enforcement guidance（1.13 項、7.11 項） https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6808ca0d8c1316be7978e74b/CMA_200_Direct_consumer_enforcement_guidance.pdf
1-4	第 230 条は、価格の段階的な表示（drip pricing）を定める	CMA, Unfair commercial practices: price transparency https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6a3a92e333bc5beefd3c47b0/CMA209_Unfair_commercial_practices_price_transparency_13.2.26_2_.pdf
1-5	Schedule 20 第 13 項は、虚偽レビューを定める	CMA, Fake reviews guidance https://assets.publishing.service.gov.uk/media/67eeb64fe9c76fa33048c790/CMA208_-_Fake_reviews_guidance.pdf

#	事実	出典
1-6	第4部第2章（サブスクリプション契約。第253条から第281条まで）の実体的義務について、令和8年9月12日時点の調査では、施行を指定する規則を確認できなかった。なお、同月14日時点の法令データベースは、第254条を未施行（prospective）と表示している。第275条第3項は、第254条の施行前に締結された契約には同章を適用しない	https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/part/4/chapter/2 、 https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/13/section/254
1-7	政府は、2026年4月2日の協議回答で同章の制度が2027年春に施行されると見込み、同年8月9日の首相府の発表では新たな規則を2027年1月に施行するとした。いずれも施行規則による法的な施行日の指定ではない	政府回答 https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-the-implementation-of-the-new-subscription-contracts-regime/outcome/government-response-to-consultation-on-the-implementation-of-the-new-subscription-contracts-regime-web-accessible-version 、首相府の発表 https://www.gov.uk/government/news/pm-starts-roll-out-of-everyday-fixes-on-the-cost-of-living-ending-rip-off-discounts-and-subscription-traps
1-8	CMAは、2026年3月9日、一般消費者法への適合に関する指針（Guidance）「Complying with consumer law when using AI agents」を公表した。事業者がAI エージェントを用いる場合も、第三者が設計・提供したエージェントを用いる場合も、消費者法上の責任はなくなるとする。DMCC法の各条（第226条、第227条、第228条、第230条、第247条、Schedule 20 第13項）との対応が示されている	https://www.gov.uk/government/publications/complying-with-consumer-law-when-using-ai-agents/complying-with-consumer-law-when-using-ai-agents
1-9	同日、CMAは分析文書「Agentic AI and consumers」を公表した	https://www.gov.uk/government/publications/agentic-ai-and-consumers/agentic-ai-and-consumers
1-10	AIを対象とする横断的な制定法は、令和8年9月12日時点で確認していない。他方、データ保護の分野には、AI及び自動化された意思決定に関する行為規範についての法規命令がある	House of Commons Library, CBP-10003 https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-10003/ 、The Data Protection Act 2018 (Code of Practice on Artificial Intelligence and Automated Decision-Making) Regulations 2026 (SI 2026/425) https://www.legislation.gov.uk/uksi/2026/425/pdfs/uksi_20260425_en.pdf
1-11	CMA, Online Choice Architecture 討議文書（2022年）	https://assets.publishing.service.gov.uk/media/624c27c68fa8f527710aaf58/Online_choice_architecture_discussion_paper.pdf

2 豪州（7枚目、A8、A10）

#	事実	出典
2-1	Competition and Consumer Amendment (Unfair Trading Practices) Act 2026 (No. 64, 2026) は、2026年7月6日に裁可された。施行は2027年7月1日である（第2条）	https://www.legislation.gov.au/C2026A00064/asmade/2026-07-02/text/original/epub/OEBPS/document_1/document_1.html
2-2	新第28B条(6)は、一般禁止に該当し得る行為を非限定的に例示する（権利・救済へのアクセスの妨害、重要情報の不開示、複雑・不明確・遅すぎる・過剰な情報提示、デジタル画面設計等による不合理な圧力）。例示に当たれば直ちに違反となるものではなく、一般禁止の要件を満たす必要がある	同上
2-3	一般禁止の検討は2017年のオーストラリア消費者法レビューに遡り、豪州競争・消費者委員会（ACCC）は2019年のDigital Platforms Inquiry 最終報告で導入を提言していた	財務省の協議用規制影響評価書（2023年8月） https://treasury.gov.au/sites/default/files/2023-08/c2023-430458-cris1.pdf （4頁、8頁、Appendix B）

#	事実	出典
2-4	政府は、2026 年 4 月、ACCC 及び消費者団体の証拠・提言を踏まえて法案を提出する旨を発表した	https://ministers.treasury.gov.au/ministers/andrew-leigh-2025/media-releases/banning-unfair-trading-tricks-and-traps
2-5	オーストラリア消費者法第 18 条（誤認惹起）の違反は、それだけでは民事制裁金の対象とならない	ACCC https://www.accc.gov.au/business/compliance-and-enforcement/fines-and-penalties
2-6	誤認表示に関する制裁金の例として、Google（位置情報。6,000 万豪ドル）、Trivago（4,470 万豪ドル）、Uber（2,100 万豪ドル）がある	https://www.accc.gov.au/media-release/google-llc-to-pay-60-million-for-misleading-representations 、 https://www.accc.gov.au/media-release/trivago-to-pay-447-million-in-penalties-for-misleading-consumers-over-hotel-room-rates 、 https://www.accc.gov.au/media-release/uber-to-pay-21m-for-misleading-representations-about-uber-taxi-fares-and-cancellation-fees
2-7	ACCC, Digital Platform Services Inquiry 最終報告（2025 年 3 月）	https://www.accc.gov.au/inquiries-and-consultations/finalised-inquiries-and-monitoring/digital-platform-services-inquiry-2020-25/march-2025-final-report

3 韓国（7 枚目、9 枚目、A8、A11）

#	事実	出典
3-1	人工知能の発展と信頼基盤の構築等に関する基本法（AI 基本法）は、2025 年 1 月 21 日公布、2026 年 1 月 22 日施行	国家法令情報センター https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoR.do?lsiSeq=282791&efYd=20260721
3-2	同法施行令が制定・施行されている。過怠料の法定上限は 3,000 万ウォンである。施行令別表 2 には過怠料の減額規定（2 分の 1 の範囲内）がある	https://www.law.go.kr/LSW/flDownload.do?gubun=&flSeq=168236257&bylClsCd=110201
3-3	科学技術情報通信部は、2026 年 1 月 21 日、AI 基本法の義務は施行しつつ、少なくとも 1 年以上、事実調査及び過怠料の賦課を猶予する運用を公表した。人命事故・人権侵害等の重大な社会的問題が生じるなど、極めて例外的な場合には事実調査を行う。同資料は猶予の運用を示すものであり、法律上の義務を削除するものではなく、猶予の終了日も示していない	科学技術情報通信部報道資料（KDI 掲載の写し） https://eiec.kdi.re.kr/policy/callDownload.do?dtim=20260121163501&filenum=1&num=276147 （5 頁）
3-4	電子商取引等における消費者保護に関する法律の 2024 年改正により、六類型のダークパターンの規律が導入された。実体的義務・禁止は 2025 年 2 月 14 日に施行された（法律第 20302 号（2024 年 2 月 13 日公布）附則第 1 条：公布後 1 年を経過した日から施行）。第 21 条の 2 第 1 項は、オンラインインタフェースの運営における五つの禁止行為を定め、第 13 条第 6 項は、定期決済の代金の増額等に係る同意等を定める	国家法令情報センター（2026 年 7 月 21 日施行版。附則を含む） https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoR.do?lsiSeq=282793&efYd=20260721
3-5	公正取引委員会の「オンライン・ダークパターン自律管理ガイドライン」（2023 年 7 月 31 日）	https://www.ftc.go.kr/www/selectBbsNttView.do?bordCd=3&key=12&nttSn=42957
3-6	新設の六類型を適用した正式な正命令又は過料の処分は、公正取引委員会の公表資料を対象とする令和 8 年 9 月 12 日時点の調査では特定できなかった。2025 年 10 月 15 日公表の 4 社に対する制裁の適用条文は、第 10 条第 1 項、第 13 条第 2 項及び第 21 条第 1 項第 1 号であり、新設の類型の条文ではない	公正取引委員会の公表資料 https://www.ftc.go.kr/www/downloadBbsFile.do?atchmnflNo=51784 （印刷頁 14-15）

4 シンガポール（8 枚目、A8、A12）

#	事実	出典
4-1	AI Verify は、企業が自らの AI システムを試験（self-testing）するための任意の枠組み・ツールとして導入された。導入時の文書は、独立した第三者による試験・認証を長期的な課題として示している	IMDA・PDPC, Invitation to Pilot AI Governance Testing Framework & Toolkit（2022 年 5 月 25 日） https://file.go.gov.sg/aiverify.pdf 、AI Verify Foundation https://aiverifyfoundation.sg/what-is-ai-verify/
4-1a	AI Verify の利用に法定の免責又は適合の推定を与える法令は、令和 8 年 9 月 12 日時点の調査では確認できなかった	Singapore Statutes Online https://sso.agc.gov.sg/ の検索による
4-2	Model AI Governance Framework for Generative AI（2024 年 5 月）	https://www.imda.gov.sg/resources/press-releases-factsheets-and-speeches/factsheets/2024/gen-ai-and-digital-foss-ai-governance-playbook
4-3	AI を対象とする横断的な制定法は、令和 8 年 9 月 12 日時点で確認していない	Singapore Statutes Online https://sso.agc.gov.sg/ の検索による
4-4	分野別には、金融について金融管理局（MAS）の FEAT 原則（Principles. 非拘束的な原則文書であり、既存法令の遵守を前提とする（第 2.1 項・第 2.2 項））、医療について保健省・保健科学庁の指針「Artificial Intelligence in Healthcare Guidelines 2.0」（2026 年 3 月。既存法制を補完する推奨事項・実務指針。第 2.1.2 項）がある	MAS https://www.mas.gov.sg/-/media/MAS/News-and-Publications/Monographs-and-Information-Papers/FEAT-Principles-Updated-7-Feb-19.pdf （MAS 作成文書の写し（豪州国立大学リポジトリ） https://openresearch-repository.anu.edu.au/bitstreams/e47656cf-816b-4d6d-8ec1-f00e728597f6/download により令和 8 年 9 月 12 日に本文を確認）、MOH/HSA https://isomer-user-content.by.gov.sg/3/23fb5b36-56b4-4abb-9370-75c9ddcaf3ed/AIHGle%202.0.pdf
4-5	Consumer Protection (Fair Trading) Act	https://sso.agc.gov.sg/Act/CPFTA2003?ProvIds=Sc2-#Sc2-
4-6	競争・消費者委員会（CCCS）は、Quantum Globe（Lambency Detailing）が ChatGPT を用いて作成した偽口コミを投稿していた件で、同社から投稿の停止等の確約を得た（2025 年 7 月 3 日公表）	https://www.ccs.gov.sg/media-and-events/newsroom/announcements-and-media-releases/action-taken-against-lambency-detailing-for-ai-generated-fake-reviews-on-sgcarmart-com/
4-7	CCCS は、Agoda のウェブサイトの順位表示、手数料の表示、タイマー等に懸念を示し、自主的な確約・表示の改善を得た（2025 年 6 月 16 日公表）。これらの表示が AI により生成されたとの認定は確認していない	https://www.ccs.gov.sg/media-and-events/newsroom/announcements-and-media-releases/cccs-raises-concerns-over-problematic-features-on-agoda-s-website/
4-8	当局は、架空の人数表示・タイマー等を用いた三つのオンライン小売業者への対応を公表した（2026 年 5 月 18 日）。AI の利用を認定した資料ではない	https://www.ccs.gov.sg/media-and-events/newsroom/announcements-and-media-releases/three-online-retailers-caught-using-false-urgency-tactics-and-misleading-claims-to-pressure-shoppers/

5 国際的な議論

#	事実	出典
5-1	OECD, Dark commercial patterns (OECD Digital Economy Papers No. 336, 2022 年 10 月 26 日)。政策分析の報告書である	https://www.oecd.org/en/publications/dark-commercial-patterns_44f5e846-en.html 、本文 https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/10/dark-commercial-patterns_9f6169cd/44f5e846-en.pdf
5-2	豪州財務省の決定用規制影響評価書（2025 年）は、5-1 の報告書の定義及び分類を参照し（脚注 20・21）、欧州委員会のダークパターン研究（2022 年）も参照する（脚注 22）	https://treasury.gov.au/sites/default/files/2025-12/p2025-723145-drisc-unfair-trading-practices.pdf
5-3	イタリア競争・市場保護庁（AGCM）の PS13027 事件決定（2026 年 6 月 23 日）は、第 72 段落・脚注 44 で 5-1 の報告書を引用する	https://www.agcm.it/media/comunicati-stampa/2026/6/PS13027 、 https://www.agcm.it/dotcmsdoc/allegati-news/PS13027_chiusura.pdf

#	事実	出典
5-4	OECD「デジタル及びグリーン移行における消費者の保護とエンパワーメントに関する宣言」(Declaration on Protecting and Empowering Consumers in the Digital and Green Transitions。OECD/LEGAL/0504。2024年10月9日採択)は、新たな技術を組み込んだ消費者向け製品が、精神衛生や子どもの発達にも影響し得る新たな製品安全リスクを生じさせる可能性に言及する。宣言は法的拘束力を有する決定ではない	https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0504 、公的機関掲載の写し https://www.cm-borba.pt/?listas_ficheiros=declaracao-sobre-protecao-e-capacidade-dos-consumidores-para-as-transicoes-digital-e-verde-informacao-dgc-n-22-2024 (文書内7頁)

6 規律の根拠となる実証 (A7)

#	事実	出典
6-1	欧州委員会のAI法案影響評価 (SWD(2021) 84 final) は、§2.1.1・脚注118で、子どものロボットへの同調に関する実験 (Vollmerほか、2018年) を引用する	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021SC0084
6-2	同研究は、ロボット集団への同調を視覚的判断課題によって調べたものであり、購買や生成AIに関する実験ではない (抄録による)	Vollmer et al., Science Robotics 3(21), 2018 https://www.science.org/doi/10.1126/scirobotics.aat7111 (抄録を確認。全文は未取得 https://pearl.plymouth.ac.uk/secam-research/1255/)
6-3	欧州委員会のデジタル公正性に関する適合性評価 (SWD(2024) 230 final。2024年10月3日) は、データパターンに関する研究を根拠の一つとして用いる	https://commission.europa.eu/document/download/707d7404-78e5-4aef-acfa-82b4cf639f55_en
6-4	連邦取引委員会のCredit Karmaに対する訴状 (2022年) 第14段落は、事業者自身のA/Bテストを引用する	https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/CK%20Complaint%209-1-22%20%28Redacted%29.pdf
6-5	規律の根拠となる実証は、インタフェースが選択に影響することを示す実験、その実験を引用した立法の資料、規制そのものの効果を検証した実証の三つに分けて捉える必要がある。本調査では、第一の実験の紹介・引用及び第二の立法の資料までを確認した (評価)	前掲 6-1 から 6-4 まで

第三部 我が国の関係資料

#	事実	出典
1	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律 (令和7年法律第53号) 第16条は、国が、国内外の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の調査研究を行い、その結果に基づき、指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものと定める	e-Gov 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053 、参議院掲載の成立法律 https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/217/pdf/s0802170292170.pdf (報告書注 CP1)
2	デジタル臨時行政調査会「構造改革のためのデジタル原則」(2021年12月22日決定。2023年9月11日更新)	https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research (報告書注 CP2)
3	「成長戦略の実現に向けた規制・標準・認証の一体的改革について」(第27回規制改革推進会議 参考資料1。令和8年2月26日。委員提出資料) は、「標準への適合をもって規制要件への適合を推定する仕組み (適合推定)」、「EU型の事前規制と米国型の事後規制の双方の利点を取り入れた、いわば『第三の道』」に言及する	https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/260226/260226general_ref01.pdf

#	事実	出典
4	「成長戦略の実現に向けた AI 時代の規制・制度改革に関する意見」（第 28 回規制改革推進会議 参考資料 4。令和 8 年 6 月 29 日。委員提出資料）は、「AI 自律度や人間の行為の代替範囲などを踏まえた制度設計」、「AI エージェントによる業務執行に関する人間の監督義務や責任分界の明確化」、デジタル・AI 分野における執行体制に言及する	https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/260629/260629general_ref04.pdf
5	供給制約社会での規制改革メモ（第 21 回規制改革推進会議 参考資料 1。令和 6 年 11 月 12 日）	https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/241112/241112general_ref01.pdf
6	データの利活用に関する課題とデータ保護の在り方（デジタル行財政改革会議 資料 5。2024 年 12 月 26 日）	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozai/kaikaku/data1/data1_siryou5.pdf